

過労死等の防止に関する基本法の制定  
を求める意見書

平成26年（2014年）3月5日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
あて

長野県議会議長  
本郷一彦

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、労働者の業務における過重な身体的若しくは精神的な負荷による疾患を原因とする過労死等（自殺を含む。）の労災認定件数が高水準で推移している。働き盛りの労働者が過労死等で命を落とすことは、遺族に経済的困難や筆舌に尽くしがたい精神的苦痛をもたらし、社会にとっても大きな損失となっている。

こうした中、政府は、過労死等の対策として、労働基準法、労働安全衛生法等の法律に基づいた施策を行うとともに、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進などを主な柱として平成18年に策定した、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成23年に一部改正し、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害防止対策の一層の推進に努めているところである。

しかし、このような取組にもかかわらず、平成24年度の過労死等による労災認定件数は2年連続で増加しており、また、昨今の雇用情勢や経済のグローバル化の中での厳しい企業間競争を勘案すると、個々の労働者や個別企業の努力のみで過重労働を改善することには限界があることから、法律による総合的な対策が求められている。

よって、国においては、国民の仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、過労死等を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、過労死等の防止に関する基本法を制定するよう強く要請する。